

総務省法令適用事前確認手続（回答書）

平成 24 年 2 月 24 日

登録管理ネットワーク株式会社  
代表取締役 二宮 昭弘 殿

総 務 大 臣

平成 24 年 1 月 25 日付けをもって照会のあった件につきまして、総務省法令適用事前確認手続規則（平成 13 年 8 月 29 日総務省訓令第 197 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者又はその代理人から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった具体的事実については、照会法令の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

- (1) 印鑑登録証明書については、発行者となる法務局が、発行の申請を行った者に対して送付する場合は、発行者が記載事実を証明するという意思を表示し、又は事実を通知する文書であり、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 4 条第 2 項に規定されている「信書」に該当しますが、旧所有者が受領することにより、当該証明書の発行者の意思の表示又は事実の通知は完了するため、照会のあった印鑑登録証明書を送付する場合は、いずれの場合も、信書の送達には該当しません。
- (2) 譲渡証明書については、旧所有者が運輸支局等に対し、保有自動車を新所有者に対して譲渡することを証明する文書と考えられますが、白紙の状態や新所有者の欄が空白のような場合は、意思の表示や事実の通知がなされる前の段階であ

り、差出人の意思の表示がなされているとは認められないため、照会のあった譲渡証明書を送付する場合は、いずれの場合も、信書の送達には該当しません。

(3) 委任状については、旧所有者及び新所有者が、自動車の移転登録の手続を新所有者又は第三者に委任するという意思を表示した文書と考えられますが、(2)の場合と同様、新所有者の欄が空白のような場合は、意思の表示や事実の通知がなされる前の段階であり、差出人の意思の表示がなされているとは認められないため、照会のあった委任状を送付する場合は、いずれの場合も、信書の送達には該当しません。

本件担当

情報流通行政局郵政行政部郵便課

岡崎課長補佐、鈴木制度係長

電話 (03) 5253-5975

FAX (03) 5253-5973